群馬県民会館(ベイシア文化ホール）ホームページ広告掲載要領
（趣旨）
第１条この要領は、群馬県民会館(ベイシア文化ホール）(以下「県民会館」という。）ホームページ
に広告を掲載するに当たり、必要な事項を定める。
（広告主の制限）
第２条広告主とすることが適当でない者は、次のとおりとする。
(1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する風俗営業及び類似の営
業を行う者並びに専らこれらの営業で利用される設備、機械器具、物品を製造若しくは販売する
者
(2) 「貸金業法」に定める貸金業に該当する業を行う者
(3) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者及び美容施術を行う者
(4) 興信所、探偵事務所又はこれに類する事業を行う者
(5) 債権取り立て、示談引き受けなどをうたう事業を行う者
(6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
(7) 社会通念上好ましくないとされる事例が確認されている者
(8) その他県民会館ホームページに広告掲載することが適当でないと認められる者
（広告内容の制限）
第３条広告の内容として適当でないものは次のとおりとする。
(1) 差別、名誉毀損のおそれがあるもの
(2) 粗悪品などの不適切な商品又はサービスなどを広告するもの
(3) 業界団体の自主規制等により年齢制限が設けられている商品、サービスなどを広告するもの
(4) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
(5) 非科学的又は迷信に類するものを根拠として提供される商品、サービスなどを広告するもの
(6) 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示などがあるもの
(7) 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保
証、指定しているかのような表現のあるもの
(8) 広告の一部若しくは全部が次の各号に掲げる内容を含むか、広告表現によりこれらを容易に連
想させるもの
ア暴力や犯罪を肯定し、助長するもの又はそのおそれのあるもの
イ威迫又は脅迫しているような表現のあるもの
ウ水着姿や裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの及びその他わいせつ性や性
的羞恥を連想・想起させるもの
エ残酷な描写や生命・人格を軽んじるような表現のあるもの
オ著しく射幸心を煽るもの
カその他不快感をもよおす表現のあるもの
(9) その他県民会館のホームページに広告掲載することが適当でないと認められるもの

（不適切サイトへのリンク規制）
第４条次の各号のいずれかに該当するサイトは、不適切サイトと見なす。
(1) 第２条に掲げる広告主の制限及び第３条に掲げる広告内容の制限に該当する内容のサイト
(2) いわゆる「出会い系」サイト
(3) 専ら、投稿、書き込み、ファイル交換を目的とするサイト
(4) 海外に所在するサーバに置かれたサイト
(5) ウィルス感染対策や不正アクセス対策が不十分なサイト
(6) 閲覧者の意思に反した動きをしたり誤解を与えたりするおそれのあるサイト
(7) 前各号のサイトへのリンクがはられたサイト
（広告の掲載位置等）
第５条広告を掲載する位置、規格、枠数及び掲載方法は、次のとおりとする。
(1) 広告の掲載位置は、申込み順としてトップページ右の下部５枠とし、県民会館が指定する位置
とする。なお、掲載枠数が不足する場合にあっては、県民会館は、枠数を増やすことができる。
(2) バナー画像のサイズ及びファイル容量は、縦50ピクセル、横200ピクセル、10ＫＢ以下
(3) 形式ＧＩＦ及びＪＰＥＧ(原則として動きや反転のないもの）
(掲載料金及び掲載期間）
第６条掲載料金については、１か月５千円とし、１年間まとめて申込みのあった場合は５万円とする。
２ 広告を掲載する期間は、１か月単位とし、掲載希望月の１日からその月の最終日までとする。
（広告の募集）
第７条広告の募集は、県民会館ホームページを活用して公募する。
（掲載の申込み）
第８条県民会館ホームページへの広告掲載希望者は、群馬県民会館広告掲載申込書(様式第
１号）により、郵送、ＦＡＸ又はＥメールで申し込むものとする。この場合において県民会館は、必要に
応じて、掲載を希望する企業に関する資料を求めることができる。
（広告の掲載決定）
第９条県民会館館長（以下「館長」という。）は、第２条から第４条の規定に基づき、広告掲載の可
否を決定する。
２ 館長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について群馬
県民会館ホームページ広告掲載決定通知書(様式第２号）により広告掲載希望者に通知する。
(広告掲載料の納付）
第１０条広告掲載料は、掲載の決定後、館長が指定する期日までに一括前納するものとする。
ただし、館長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

（広告の掲載）
第１１条広告掲載は、月単位で運営するものとし、当該月分の掲載作業は、前月末日までに行う。
２ 館長は、前項の広告掲載作業を完了後、その旨を広告主に通知する。
（広告の掲載中止）
第１２条広告主が第２条に掲げる広告主とすることが適当でない者となったとき、又は広告が第３条
に掲げる広告の内容として適当でないものに該当するに至ったとき、又はリンク先となる広告主ウェブ
サイトが不正改ざんされたおそれがあるとき、又は広告主から掲載中止の申し出があったときには、県
民会館は、広告掲載を中止する。
２ 前項に該当する場合であっても、広告代金は減額しない。
（広告掲載の取り下げ）
第１３条広告主は、自己の都合により，県民会館ホームページへの広告掲載を取り下げることができる
ものとする。
２ 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは，広告主は書面により館長に申し出なければならな
い。
３ 第１項の規定により広告掲載を取り下げた場合は，納付済みの広告掲載料は返還しない。
（広告掲載料の返還）
第１４条広告主の責に帰さない理由により，広告が掲載できなかったときは，納付済みの広告掲載料
を返還する。
２ 前項の規定により返還する広告掲載料は，広告が掲載できなくなった月以降の納付済月額の総額
とする。
３ 第１項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。
（広告主の責任等）
第１５条広告の内容等に関する責任は，広告主が負うものとする。
２ 第三者から，広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は，広告主の責任及び負担に
おいて解決することとする。
（その他）
第１６条この要領に定めるもののほか，広告に関し必要な事項は館長が定める。
附則
この要領は，平成２７年１０月２３日から施行する。